

実効ある時短施策が採られないままの、
サマータイム導入には反対である

弁護士 鴨田 哲郎
(日本労働弁護団・所属)

- 1 欧(米)のサマータイム 「明るい夕方」の存在
 - (1) 地理的(緯度)、気候的条件
 - (2) 社会的条件と定着 EC労働時間指令
 - ・ 実労働時間の上限規制 48H/W
 - ・ 残業規制 2H/D
 - ・ 休日 完全週休2日制
 - ・ 勤務間隔時間 11H

ex. ILO 週50H超労働者割合(H18国民生活白書)
英15.5%、仏5.7%、独5.3%、蘭1.4% 日本28.1%

 - (3) 「『夕方』のパパは、僕のもの」が実現されていなければならない
男・25~34歳層、男35~44歳層の4~5人に1人は、週60H超
父親の帰宅時間 19時前・13.3% 21時以降・46.8%(都福祉局)
- 2 1Hズレるだけで省エネ効果はない
特に、都市の生活スタイルでは
 - (1) 毎日1Hの早出になりかねない(国会議員、首長アンケートでも)
 - (2) 省エネ効果算出への疑問(「都合よく数字をいじった」(日経・99.4.4)を超えていない)
経済効果に伴う増エネ分
- 3 科学的には
 - (1) 省エネ効果は科学的に全く実証されていない
 - (2) 仏、EUでの廃止論 「欧州連合上院代議委員会レポート 13('97)」
 - (3) 日本睡眠学会 「サマータイム制度に関する特別委」報告(05.4.30)
- 4 他にやるべきこと、やれることがある(不便の共有)
 - ・ 閉店法、日曜営業法
 - ・ 性能の規制(28、20)
 - ・ ライトアップ ・深夜放送
- 5 トップダウンで決めるべきことでは、絶対はない

参考文献

- ・ 日本の論点05年版
- ・ 北海道新聞 07.7.1
- ・ 拙稿「今、サマータイムは必要か?」(05年5月)

今、サマータイムは必要か？

弁護士 鴨田哲郎

1 これまでの経緯と本稿の目的

「生活構造改善フォーラム」(以下、「フォーラム」という)及び「サマータイム制度推進議員連盟」(以下、「連盟」という)等により、今国会へのサマータイム法案の上程が検討されている。

95年及び99年に続く3回目の動きであるが、日本労働弁護団では、99年4月、サマータイム制度の導入に反対する意見を公表した。その主たる理由は、第1に、労働時間延長の危険があること、第2に、省エネ効果試算に疑問があること、第3に、省エネ及び労働時間規制の抜本的対策を講じる必要があり、この総合的対策の中で論議されるべき事柄であることであった。

99年当時の「地球環境と夏時間を考える国民会議」は「フォーラム」と改組し(そのバックボーンは社会経済生産性本部であって、改称の方が実態には合う)、参院議員連盟は、衆参両院議員を擁する「連盟」に発展したが、この6年間、滋賀県庁における希望職員を対象とした実験(参加者1,867名)及び札幌商工会議所による実験(221組織、約6,000名)が行われたことを除くと、サマータイムがマスコミに報道されることもほとんど全くなき、国民的論議は全く行われぬまま時間が経過した。上記の危惧や疑問にも、推進勢力からの説得力ある弁明はなされていない。

04年3月、「フォーラム」は「生活構造改革をめざすサマータイム～エコ・コンシャスなライフスタイルの構築に向けて～」(以下、「報告書」という)を発表した。また、金属労協(IMF・JC)は同年7月、「サマータイム制度導入に関する考え方」を公表し、サマータイム実現を政策制度要求の中に取り入れた。

本稿は、推進勢力による直近のまとまった文書である「報告書」を主たるデータとして、サマータイム制度及びこの実現を推進する勢力が主張する導入理由に対する批判、疑問を提示し、十二分な国民的議論が尽くされることを期するものである。

2 制度目的の変更

「報告書」や「連盟」の宣言(3月18日の「実現緊急大会」で大会決議されたもの)等によれば、サマータイム導入の目的は、従来の省エネからライフスタイル変更へ変更された。

「報告書」は、「これまでのサマータイムをめぐる議論は、主として省エネ効果とレジャー等の活性化による経済波及効果を中心とするものであった。

いずれもサマータイム制度の骨格をなす論点ではあるが、これらは、私たちの日々の生活実感からすれば、ややわかりにくい論点であったのかも知れない。「戸惑い」や「生理的不安」は必ずしも理屈では払拭できない根深いものがあることは否定できない。」「(「真に豊かな社会のイメージ」が、個々人の「安全」「健康」「時間」といった、最も基本的な要素に傾いている)社会の動向を踏まえて、サマータイム自体も、国民が求める新しい「豊かさ」、ライフスタイルの実現を目標としたものである必要がある。」とその理由を説明するが、「フォーラム」が掲げる「提案」(「フォーラム」発行の「サマータイムを実現しよう 明るい生活構造改革で暮らしにゆとりを」と題するパンフレットの記載。以下、「パンフ」という。) 10項目の5番目に「省エネルギーに徹し、サマースタイル・E C Oスタイルを常識にしよう」がようやく出て来るのみで、しかもその中には省エネ効果に関する数字は一切引用されていないこと、「連盟」の宣言においても3項目の3番目に「国民一人ひとりの省エネルギー意識(等)を高め、具体的な実践につながるようにする」とされ、明らかに精神論(意識改革)にすぎないことからしても、省エネを第一義として主張することを諦めたことは明白である。京都議定書の発効というこれ以上ない絶好の機会であるにも拘らず、省エネを引込めざるをえないという事実は極めて重要な意味があり、サマータイムに省エネ効果が期待できないこと、自らの試算に自信を持っていないことの自白以外の何物でもないことと評さざるをえない(世界的にも、省エネ効果を実証するデータは示されていない)。

全く同一内容の法案の目的が変更される(しかも推進勢力の実態は全く同一)ということは、法案の必要性が非常に低いことを自ら示すとともに、その掲げる(新旧いずれの)制定理由も極めて根拠が薄いことを示すものである。

3 省エネ効果への疑問

既に今回の法案の主たる目的の地位はすべり落ちたので、疑問を呈するまでもないかもしれないが、導入賛成者の多数(国会議員174名の68.4%、自治体首長358名の82.7%)が、省エネ効果があるとの「錯覚」を根拠に賛成しているので、まず触れておく。なお、直近の世論調査では、サマータイムが導入されても家庭のエネルギー消費は、「変わらない」44%、「増える」25%で、「減る」は20%にすぎない。

(1) 試算の手法自体への疑問

省エネ効果の試算については、99年当時、「都合よく数字をいじっているとと言われても仕方」ない代物(4月4日日経)と厳しく批判されたにも

拘らず、何らその手法を再検討せず、今回の試算は基礎データを直近のものに入れ替えただけであって、その信用性及は著しく欠け、かつ、疑問、批判に何ら答えない不誠実な対応は極めて遺憾である。しかも、前は、「生産誘発に伴う増エネ効果」がまがりなりにも計上されていたが、今回は、約9,700億円と試算される経済波及効果に伴う増エネは全く無視されている。

(2) 直接効果への疑問

家庭用照明

「報告書」の「今回（平成15年）試算」によれば、サマータイムの省エネ直接効果として93.4万klの石油が削減できるとあるが、その半分（47.5万kl）を家庭用照明需要が占める。労働弁護団の99年意見書でも指摘したところだが、人口の集中する都会における多くの生活者はコンクリートの箱の中で生活しているのであって、時間帯のズレが照明電力消費の削減に直接結びつくことはない。サマータイムに最も適すと自負する札幌においてすら、省エネ効果「あり」とのアンケート回答はわずか9%にすぎない（札幌商工会議所報告書）。家電製品に限ってみても、パソコン、テレビ、ビデオ等の待機電力の削減、機能として冷暖房温度を適正な範囲内とした製品や保温機能をはずした製品の製造・販売等直ちに直接効果を生むと思料される点については何ら触れられていない（この外、自家用車に対する規制も検討されるべきである）。

自動車照明

3番目に省エネ効果が多いとされる自動車照明（10.0万kl）だが、近時、タクシー等営業車を中心に昼間から事故防止のために点灯している。事故防止と省エネはどちらを優先させるべきか。また、昼間点灯の増エネ効果を控除するとどうなるのか？

(3) 間接効果への疑問

軽装の励行

軽装の励行によって、直接効果全体の1/3にあたる30.9万klの石油を削減できるという。しかし、軽装の励行はサマータイムなど実施されなくても、今年の夏からすぐ実行できるものである。首長アンケートでも既に実施しているとの回答もいくつかあり、また、サマータイムに合わせた工夫の第3位にこれがランクされている（40.8%）が、岐阜県庁、静岡県庁、大阪府庁、八王子市役所等うやむやとなったり、廃止されたところも多い。中央官庁でも夏期にその旨の貼り紙はされるものの、実施者は極く少数である。なぜ実行できないのか分析し、その要因を除去すべきである。まずは、国会議員と経営者が範を示すべきで

ある（かつて、故大平首相がモデルとなった半ソデ上着はどこに行ってしまったのか？そもそも上着は必要なのか？）

日射の有効利用

次いで、日射の有効利用という項目で「昼光利用による照度制御」による省エネとして16.1万klが挙げられるが、「報告書」には詳細な説明がない。太陽発電を指すかと思われるが、しかし、いずれにしても、同様、サマータイムなどなくても実施でき、かつ実施すべきものである。

緑化の推進

サマータイムと緑化との因果関係は解説を読むまで全く判らなかった。わずかな数字（0.5万kl）しか挙げられていないが、風が吹けば云々とまでは言わないとしても、相当に牽強附会である。こんな試算までしなければならぬ根拠薄弱さがかえって目立つ。

4 条件を無視した国際協調論

「パンフ」は、サマータイムは世界の70か国以上が実施している「グローバルスタンダード」であり、OECD30か国で不実施は3か国にすぎず、実質的には日本だけだという。

しかし、これまでサマータイム不実施が国際協調の支障となっているとの指摘などされたこともなく（首長アンケートでもプラス面でわずか3.4%と最下位）、少し広げてビジネス等を含めてもそこにおいて不都合との主張もなかったところである。サマータイムを実施しないと困る事由が具体的に指摘されねば、只単に欧米追随というにすぎない。

70か国というが、北半球についてみれば、ユーラシア大陸又は北米大陸に他国と隣接し、地続きで存在している高緯度国が実施国の大半であり、日本同様の中緯度国では中東の数カ国があるのみである。例えばヨーロッパの中では緯度が高い方ではないフランス・パリ、その緯度は樺太と同じであり、ロンドン、ベルリンはもっと高緯度である。この地理的条件を無視した議論は非科学的であり、少なくとも国民生活上の導入必要性がない夏の間には太陽を一杯浴びようとの生理的欲求は日本人にはないことは明らかであろう。

なお、アイスランドは「白夜になるため導入する必要性がない」とされているが、これは事実であろうか。白夜が理由であれば、例えば北欧諸国もその必要はないはずである。やはり、欧州大陸に地続きで存在しているか、島国かが最大の要因ではないだろうか。

また、「パンフ」は、「当初は石油資源等の節約が目的でしたが」とし、

暗に省エネ効果がないことを認める表現となっているが、現に省エネ効果を実証した調査報告は世界中どこにも存在しない。

5 ゆとり創造、ライフスタイル変更に必要な制度は何か

「報告書」等の最大の目玉は、サマータイムの目的をライフスタイル変更に切替えた点である。

(1) 因果関係は実証されていない

その裏付けとして引用されるのが滋賀県の実験である。曰く「参加者の方が、参加期間が長い方が賛成が多い」。よって、サマータイムを「経験してみれば賛成が増えることを示唆している」と。しかし、この評価には異論を唱えざるをえない。まず、対象が地方公務員という、民間に比すればはるかに定時に帰り易い職種に限定されていることである。元々定時に退庁して仕事以外の何がしかの活動を行いたい、行わざるをえない者が実験に長期に参加したと想定するのが道理であり、上記の結果は、いわば結果ではなく原因にすぎないと思われる。札幌の実験においても経営者アンケートでプラス面のトップは作業能率向上(35.0%)であり、2位のリフレッシュ効果(21%)を大きく上回っている。直近の世論調査でも、サマータイムが導入されても余暇時間は「今と変わらない」47%、「仕事や家事でつぶれる」24%であり、「増える」は23%にすぎない。

(2) 労働時間の現状

「豊かさが実感できない」「ゆとりが必要」とは、80年代後半の労基法大改正時にも指摘されたし、90年代に入っては、政府の「生活大国5ヶ年計画」(92年)においても最も重要なテーマであった(例えば、この計画実行の為、時短促進臨時措置法が制定され、正社員の年労働時間1800時間が目標とされた)。

しかし、豊かさやゆとりがある、あるいは実感できる社会に変わったとは誰も評価しないであろう。労働時間一つとってみても、未だに正社員の年労働時間は2000時間を超えている。しかも、この数字は使用者が提供する支払労働時間のデータに基づくものであって、合法の不払時間(適法な管理監督者及び適法なみなし時間制対象者の「残業時間」)が算入されないのはもとより、非合法の不払時間(いわゆる不払残業、違法に管理監督者と扱われている者や違法なみなし時間制の対象者の「残業」、残業代の定額払いで定額分以上に働いている者等の残業など)は一切カウントされていない。これらの不払い時間は数百時間と推定されている。

そして、競争の激化、あおり、成果主義賃金への移行、雇用の非正社員化等を主要な要因として、ことに働き盛り 家庭では小・中・高校生の親であ

る　　の労働時間が顕著に長時間化傾向を示していることは政府統計でも明らかであって、30代40代労働者の4人に1人近くは週60時間以上労働している（5日労働とすれば毎日12時間）。この60時間という数字がいかにかグローバルスタンダードとかけ離れたものかはILOが昨秋発表した調査報告1つで十分に認識される。この調査は週50時間以上働く労働者の割合を調査している。即ち、週50時間以上働くなどILOからみれば異常なのである（ちなみに結果は、日本が断トツの28.1%で、欧州でも最も長時間とされるイギリスでも15.5%、オランダはわずか1.4%であった）。

（3）ゆとりを生まない要因は、企業社会と24時間社会

ゆとりの実現、ライフスタイル変更を真剣に考えるのであれば、この十数年の取組みが失敗した原因を正確に分析し、その要因を除去するために必要な、実効ある法的措置が採られなければならない。これなくして、いくら「ゆとり」だ、「生き方の見直し」だと叫んでみても掛け声だけ虚しく響くにすぎないことは、この10年で実証済みである。

では、その原因は何か。それは、企業社会と24時間社会である。

企業は戦後一貫して、業績を上げるため（上がればパイも増える）として、企業の都合に合わせた生活を労働者に強いてきた。政府も税制・社会保障をはじめ様々な施策でこれを支援し、司法もこれを支持強化してきた（残業義務を認めた日立武蔵事件、広範な配転権限を認めた東亜ペイント事件の最高裁判決を筆頭に）。かかる企業中心主義の下、従業員は「社畜」とまで表現される状況に置かれたのである。さらに近時は、中高年のみならず、20代の若者達も過労死させられ、過労自殺を余儀なくされ、過労や精神疾患（うつ病など）の不安を抱えながら失職しないために働かざるをえない。過労自殺した被災者の日記やメモ、遺書には「奴隷」という表現が出てくる。奴隷の如く死ぬまで働かされている労働者が現に相当数存在するのである。

これ程の長時間労働の原因の1つに、24時間社会がある。グローバルな取引等のための24時間化のみならず、サービス業の24時間化、営業時間の延長は顕著である。コンビニが24時間開いていれば便利かもしれないが、その営業を支える販売、物流、製造の労働時間とエネルギー消費は到底無視しえないものである。

企業社会を堅固に構築し、24時間社会に対応するよう労働者を働かせ、エネルギーを消費しているのは企業であり、企業の論理は利益と効率のみを追求する。日本経団連はサマータイム推進との立場だが、日本経団連が企業社会を反省し、24時間社会の規制を図るなどとは聞いたことがない（前掲「直接効果への疑問」参照）。この真摯な反省がなければ、いくら「ゆとり創造」など掲げてみても結果が出ないことは明々白々である。

(4) 危惧は払拭されていない

それどころか、「パンフ」によれば、日本経団連・奥田会長は「現在はサービス残業をさせないという労使関係になってきて(いる)」としてサマータイム導入に強い意欲を示したとされる。奥田会長のお膝元トヨタの中核部品メーカー・アイシン精機が不払残業の摘発を受け1.7億円(6ヵ月分)をやむなく支払ったのは02年12月のことである(愛知県経営者協会は不払残業を反省するどころか、摘発が不当であるとして、愛知労働局に対し、労使自治への介入をやめるよう04年3月26日付で意見書を提出した。日本経団連も05年版経営労働政策委員会報告で同旨の指摘をしている)。そのような労使関係には大企業においてすらなっていないのが事実である(なお、97年の労働省調査によれば、何と72.3%の企業で36協定なしで残業させている。小・零細企業では労基法など無視されているのである)。また、IMF・JCもサマータイム早期導入決議をしているが、その加入組合の企業において同様の摘発を受けたケースは相当数に登るであろう。

(5) ゆとりを生む前提条件

ライフスタイルを変更し、ゆとりを創造する方策の手本はグローバルスタンダードの中にある。ヨーロッパ諸国の働き方が手本になる。サマータイムはグローバルスタンダードなのだと主張するのであれば、これが実施されている諸国の社会的条件を十分に研究しなければならない。これを一切無視して、表面のみでスタンダードと主張するのはあまりに非科学的である。

まず、24時間社会を規制し、サービス業の長時間営業を規制するものとして、閉店法がある。近時、規制が緩和されつつあるとはいえ、ほとんどの欧州諸国でこれが実施され、また、日曜営業法による規制もある。これが実施されれば、省エネとゆとり創造の両方に直接の、そして相当量の影響があることは明らかである。

次に、長時間労働を規制するものとして、実労働時間の上限の法定と勤務間隔時間制度がある。93年制定のEC労働時間指令(EU加盟国の国内法がこれに違反していれば、ヨーロッパ裁判所にて改正が命じられる)では、週実労働時間(残業を含む全時間)は48時間以内とされており、また、終業から始業まで11時間以上の間隔を置くことが義務付けられている。これが実施されれば、日本の労働者の労働時間が大幅に短縮されることは確実であり、ゆとりの時間が創出されることは間違いない。

ヨーロッパ諸国は、かかる社会的条件の下で、サマータイムが実施され文字通り、明るい夕方を様々に楽しんでいるのである。例えば、パリでは日本のゴールデンウィーク時期ですら21時半頃まで明るい。夕方16時、17時に仕事を終え、4~5時間の明るい時間がある。このくらいの長さの明る

く、自由な時間があれば、生き方が違うのは当然である。

(6) 情緒では、改善できない

推進勢力は、「昔からある地域固有の合理的生活を再評価」(報告書)とか、「自然のサイクルに合った、健康で精神的に豊かな日本人の『生き方』『暮らし方』『働き方』を原点に立ち戻って見直す」(パンフ)などというが、あこがれのそのような生活を浸蝕し、壊してきたのは誰なのか。経済合理性と利潤のみを追及し、一極集中とこれに基づく画一化、24時間社会化、長時間労働社会化、大量消費社会化を推進してきた「犯人」達に誤りを認識させずにこのように情緒的に、感傷に訴えても何の結果ももたらさない。また、そのような生活は、サマータイムなくして実現していたことをどう考えるのか。

(7) モデルの不相当

推進勢力は、終業時刻を17時と想定しているようであるが、現在の最もポピュラーな始終業時間は9時・18時(または、8時半・17時半)である。これを東京を例にシュミレートすれば、夏の夕方、屋外で活動できる程明るいのはせいぜい19時までである。通勤には1時間以上を要する。定時(18時)に退社できる者は少数派で、30分~1時間の残業は通常である。であれば、夏時間の18時(通常の17時)が終業時刻となっても、帰宅は夏時間の19~20時(通常の18~19時)であって、夏時間の20時(通常の19時)までに利用できる明るい時間はほとんどない(現実には、都福祉局の調査によれば、父親の帰宅時間は21時以降が46.8%であり、19時前は13.3%にすぎない)。

なお、「報告書」はサマータイムによってボランティア活動が「2億8千万人時(1,160万人日)」「投資」され、その経済効果は8812億円とする。しかし、その算定根拠は、サマータイムにより、平日も現在の日曜日並みの参加者があるとの前提に立つ。1日の労働を終えた後のわずか1時間の「ゆとり」が、休日と同等の効果を生むなどとは机上の空論とすらいえない代物である(滋賀県の実験でもボランティア活動参加は7.4%に過ぎない)。

(8) まとめ

今、必要なのは、ゆとり創出という結果が出るか否か全く判らない、1つの「きっかけ」を無理矢理やってみるのではなく、結果を保障しうる社会的条件を整備することである。

6 不安や不必要論に正面から回答すべし

(1) 労働時間増加の危惧

日本労働弁護団は、現在の雇用労働情勢や労働法制改変についての経済界の要求に照らし、サマータイムによる長時間労働化の危惧は99年時点

よりも更に強まっていると指摘している。

国会議員アンケートにおいても、この点を指摘する議員が43.2%いる。首長アンケートにおいても同旨の意見は多く（大阪府、青森県、岩手県、福島県等々）19.6%がこれを挙げ、「必要な工夫」で「労働時間が増大することのないよう指導の徹底」を挙げる者は50.9%に及ぶ。直近の世論調査でも、長時間労働につながる26%、体調が狂う27%などを反対理由に反対39%、賛成38%（3月15日付朝日）あるいは、労働時間が長くなる63%、体内時計が狂う50%などを反対理由に反対49%、賛成31%（3月26日付朝日）である。そして、札幌の実験においては、「身体がなじまなく、疲れ気味」「徐々に、実施前と変わらない状況になってきた」「残っている者に負担がかかる」とのマイナス面が指摘され、「対処すべき問題」として、「労働強化の可能性」「睡眠不足」が挙げられている。

推進勢力が導入による産業活動の活性化（経済効果）を挙げ（当然に、これには労働時間の増加を伴う）実験においてもマイナス要因・対処事項として挙げられているように、サマータム導入による労働時間の増加の危惧は決して杞憂でも錯覚でもない。

推進勢力はこの点に真面目にかつ危惧・不安を解消しうる具体的方策を示す責任がある。

（2）中味のない、「新しいワークルール」

この点、「報告書」が触れるのは、「新しいワークルールを制定し、サービス残業といった構造的な問題点を解消するために労働基準法の厳格な適用を求めることによって、新しいワークルールを実現させようといった考え方」のみである。

しかし、まず、「新しいワークルール」なるものの中味は全く示されていない。そのルールはいかなるレベルのものかも不明である（法か行政指導か、企業内ルールか）。しかし、文脈からして、法の制定を予定しているとは到底考えられない。それどころか、政府は、今国会に時短推進法を廃止し、労使自治に丸投げしてしまう労働時間設定改善法案（形式上は時短推進法の改正だが）を上程した。これは政府の取組みから、これまで実現できなかった時短を放棄するものであって、ゆとり創出とは明らかに逆方向の施策である。推進論者において上記改正法案に反対を主張しているものは全くいない。

「新しいワークルール」なるものが、企業内ルールに過ぎないものだとすれば、大半の企業ではルール設定すらされないであろうし、仮に設定されていても実効など全くないことは明白である。

（3）労基法では対応不能

では、「労基法の厳格適用」は有用か。全く否であり、かかる見解こそ「錯覚」である。まず何よりも現労基法には実労働時間の長さを画し、これを規制する効力は全くない。現実に働かせたにも拘らずこれに対する（割増）賃金を支払わないことに対して労基法違反として指導・監督、悪質なものには刑事上の処置をなしうるのみである。36協定による規制があるではないかというかもしれないが、協定時間についての法的効力がある規制は全くない。あるのは行政指導の根拠にすぎない「基準時間」であって、指導に従わず、基準時間を超える協定時間で36協定が提出されても労基署長はその受理を拒否できない。さらに、「基準時間」の抜け道として、特別協定時間なる制度が設けられ、この制度には数字的な基準すら一切ない。問題はサービス残業なのではなく、長時間労働そのものであることを正確に見なければならぬ。

さらに、「厳格適用」は可能か。前述のとおり、日本経団連は、労基署による不払残業の摘発に対し露骨に不快感を示し、明らかにプレッシャーをかけている。その背景には、労働時間規制をより緩和・廃止させようとの要求がある（日経連経労委報告、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画）。不十分な現行労基法を更に骨抜きにしたいというのが経済界の強固な願望である。厳格適用によって、ゆとりが保証されるなど夢である。

（４）具体的な必要性の明示を

首長アンケートでは、「必要性を感じない」が54.3%、「地理的特性や風土に合わない」が52.2%あり、世論調査でも「風土に合わない」が32%ある。議員や首長でアンケートに回答しなかった者（前者で68.7%、後者で42.9%）も大半は必要性を感じていないから対応しなかったものと思われる。

推進勢力は、「錯覚」だとか、やってみれば判るなどと議論・説明を避けるのでなく、具体的、現実的な導入の必要性を提示すべきである。なお、その際、導入コストについても適確な試算を示さなければならない（「報告書」には記載がない）。

7 全国民的論議に時間をかけて

推進勢力は、国会議員の76.9%、首長の80.3%が賛成と強調する。内部の志気を高めるためならかかる数字も許されるであろう。しかし、国民、一般市民にこれを示すのは明らかに意図的なミスリードである。国会議員中賛成者は24.1%、首長のそれは45.8%にすぎない。しかも、前述のとおり、その大多数（前者で68.4%、後者で82.7%）が省エネに効果ありとの錯覚に基づく賛成者である。

推進勢力は実施時期を1～3年先とすることによって、法案の成立を謀ろうとしている。しかし、この手法はこれまで指摘してきた疑問、不安、批判についての論議すら封じ、結論を決めてしまった後で、異論に対して「錯覚」だと説得し、諦めさせるというものである。有体にいえば、「君らは頭が悪いから、つまらぬ誤解をしているが、我々は君らのためにサマータイムを導入するのだから、実施までに頭を切り替えて錯覚だと気付け」と脅迫しているも同然である。この実態、効果に気付かないとすれば、政治手法としてはあまりにお粗末である。

赤ちゃんからお年寄りまで、文字通り、全ての日本国内で生活する者の、日々の生活に直接影響する制度であるから、十分に時間をかけて論議されねばならない。そして、論議の視点は、サマータイム是か非かという限局的なものではなく、真にゆとりを生み、ライフスタイルを変更させる具体的かつ実効ある方策は何か、その中でサマータイムは有用かでなければならない。

以上